

ワールド尺八フェスティバル テキサス2025

2025年4月16日(水)~4月22日(火) 7日間



ワールド尺八フェスティバル企画・主催: テキサス A&M 大学
旅行企画・実施: 株式会社 ATI

日本の尺八愛好者の皆様

ハウディ！ワールド尺八フェスティバル・テキサス 2025 へようこそ！第1回ワールド尺八フェスティバルは、横山勝也（1934-2010）が発起人となり、1994年に日本の岡山県美星町で開催されてから、あっという間にもう30年経ちました。それ以降世界中に尺八の愛好者が増える一方で尺八ブームになったと申し上げるのは大袈裟ではないでしょう。今回は2025年4月17日から20日まで、テキサス州A&M大学が、第8回目となるこのワールド尺八フェスティバルを主催します。テキサス州花として知られるブルーボネットが咲き誇り、温暖な気候に恵まれたテキサスの春は、ワールド尺八フェスティバルを開催するのに絶好の季節です。テキサスの中心地でワールド尺八フェスティバルが開催されることは、北米が尺八の確固たる拠点となっていること、そして、尺八という楽器とそのレパートリーに対する様々な流派、スタイル、アプローチが存在し根付いている地域であるということに改めて認め、祝福するものです。是非とも世界の各地の尺八の仲間と一緒に、尺八という、国籍や文化、時代や地理、言語の境界も超える力を持つこの神秘的な楽器の魅力を満喫しましょう。温かいおもてなしで、皆様のお越しを心よりお待ちしております！



ワールド尺八フェスティバル・テキサス 2025

実行委員会 マーティン・リーガン

ワールド尺八フェスティバル

ワールド尺八フェスティバル・テキサス 2025 は、日本の竹製の笛である尺八のすべてを祝う祭典です。世界中から何百人もの人々が集まり、演奏を行い、互いの演奏を聴き、ワークショップに参加し、それぞれのエピソードを交換し合い、この魅力的な日本の音楽の伝統の歴史と素晴らしさを、自分たちだけでなく、地元のコミュニティや一般の人々とも共有する4年に一度の集いです。

詳細につきましては、<https://wsf2025.com/>をご参照ください。

・フェスティバルのスケジュール(予定) (※スケジュールに関しては変更の可能性もございますので、何卒ご了承ください。)

4月16日(水) 夕刻 音楽ライブを聞きながら歓迎会

4月17日(木)～4月20日(日) 72を超える各種ワークショップ、10のコンサートが行われる予定です。

・参加ご登録・ご登録費用について

(※ご登録に関しましては、<https://wsf2025.com/registration> または右 QR コードよりご自身にてお願い致します。)



・登録およびフェスティバルの内容について：フェスティバルの日程および登録につきましてはワールド尺八フェスティバル・テキサス 2025 実行委員会が運営しております。これらに対してのお問合せございましたら、主催団体までご連絡下さい。旅行手配の株式会社 ATI は、航空券・ホテルの手配を行い、フェスティバル日程に関しては、現地からの情報を皆さまにお伝えすることになります。従いまして、株式会社 ATI は、登録およびフェスティバルの内容変更について責任を負うものではありません。

・会場について



A&M 大学

テキサス A&M 大学は、テキサス州カレッジステーションの中心に位置する有名な大学であり完璧な環境を提供します。



フェスティバル・ヒル

コンサートホールはフェスティバルヒルキャンパスの中心であり、数多くのコンサートの会場となっています。

滞在先のご案内 ※下記よりご希望の滞在先をお選びください。どちらのホテルのフェスティバル会場まで徒歩にてご移動いただけます。お部屋のタイプは、シングルルームまたは、ツインルームをお選びいただけます。



The George Hotel

高級で洒落な、4つ星のブティックホテルとなります。

<https://www.thegeorgetexas.com>



Cavalry Court

本物のテキサスの魅力にあふれた雰囲気に入れ、くつろいだ贅沢さとホスピタリティでカレッジステーションにて No.1 ホテルとなります。

<https://www.cavalrycourt.com>

～ 日程表 ～

2025年4月16日(水)～4月22日(火) 7日間

フェスティバルの詳細につきましては、主催者団体にお問い合わせください

	都市名	発着	交通機関	現地時間	日程 《食事手配》【宿泊】
1 4/16 (水)	東京(羽田)	発	NH-114	7:25	羽田空港第3ターミナルにご集合 全日空にてヒューストン国際空港へ (飛行時間:12時間20分、時差-14時間)
				10:25	
~~~~国際日付変更線~~~~					
	テキサス	着	専用バス	8:45 10:00 12:00 18:00	到着後、入国審査→荷物受取→税関 主催団体が用意した専用バスにてホテルへ ホテル到着後、チェックイン チェックイン後、A&M 大学にて尺八研究シンポジウム(希望者のみ) WSF 参加登録、音楽ライブにてワイン・チーズにて歓迎会  《機/機/○》【ホテル】
2、3 4/17 (木) ・ 4/18 (金)	テキサス			9:00 9:30 11:15 12:30 13:30 15:15 19:30 21:30	口吹き、オリエンテーション 講習会・ワークショップ 講習会・ワークショップ お昼休み 講習会・ワークショップ ブラック・ボックス・シアターにてミニコンサート 講習会・ワークショップ ブラック・ボックス・シアターにてミニコンサート ラダー・シアターにてオープニングコンサート オープンマイク(どなたでも演奏可能です) ※17日:アイスハウスにて 18日:グランド・スタッフフォード・シアターにて  《○/×/×》【ホテル】
4 4/19 (土)	テキサス		専用バス	9:00 9:30 11:15 12:30 14:00 18:30 20:30	口吹き、オリエンテーション 講習会・ワークショップ 講習会・ワークショップ お昼休み バスでラウンドトップへ、ラウンドトップの歴史地区にて自由行動 フェスティバル・ヒルにて記念コンサート ザ・コンパウンドにて打ち上げ  《○/×/○》【ホテル】
5 4/20 (日)	テキサス			9:00 9:30 11:15 12:30 13:30 15:15 16:30 18:30 20:30	口吹き、オリエンテーション 講習会・ワークショップ 講習会・ワークショップ お昼休み 講習会・ワークショップ ブラック・ボックス・シアターにてミニコンサート 講習会・ワークショップ ブラック・ボックス・シアターにてミニコンサート ラダー・シアターにてファイナルコンサート ラダータワー・ファカリティクラブにてワイン&チーズでお別れ ザ・カンティーンにてオープンマイク(どなたでも演奏可能です)  《○/×/○》【ホテル】
6 4/21 (月)	テキサス	発	専用バス NH-113	11:35	主催者団体が用意した専用バスにて、ヒューストン国際空港へ 全日空にて羽田空港へ (飛行時間:13時間50分、時差:+14時間)  ~~~~国際日付変更線~~~~
7 4/22 (火)	東京(羽田)	着		15:25	羽田空港第3ターミナル着後、入国手続き、解散 *お気をつけてお帰りください*  《機/機/×》

*添乗員は、4月16日(水)ご集合時から4月22日(火)解散までご同行します。前泊、ご延泊されますご参加者は、添乗員は同行せず、ご自身での現地空港チェックイン、ご出発、ご帰国となりますので、予めご了承ください。

## ご旅行条件(一般参加者)

- <旅行期間> 2025年4月16日(水)～2025年4月22日(火)  
<募集人員> 一般参加者、同伴者合わせて58名(最少催行人員30名)  
<旅行代金> 377,000円

### <旅行代金に含まれるもの>

1. 航空会社航空運賃:全日空往復直行便  
(エコノミークラス)
2. 宿泊費:4泊分  
(シングルルーム基本または同伴者とツインルーム)
3. 日程に明記した食費
4. 手荷物運搬料金  
(重量:23kgまで、縦・横・高さの合計:158cm以内)
5. 添乗員同行費用(2名)

※一般参加者ツインルーム希望の場合  
ツインルーム(他の一般参加者と同室ツインルームご利用の場合)、  
お一人様当たり65,000円を差し引いた金額が旅行代金となります。  
また、同室者希望なしの方は、弊社にて該当されます方を調整させて  
いただきます。該当者がいらっしゃらない場合、旅行代金370,000  
円となりますので予めご了承下さい。

### <旅行代金に含まれないもの>

1. ワールド尺八フェスティバル登録料  
(例:一般登録者 \$350※為替により変動致します。)  
※詳細はフェスティバルホームページをご参照ください。  
<https://wsf2025.com/registration>
2. 燃油特別付加運賃:70,000円  
※2024年11月現在。海外為替や原油価格の変動により料金が変化する可能性があります。
3. 国内及び現地空港諸税、航空保険料:約16,420円  
※2024年11月現在。海外空港諸税等は為替の変動により料金が変化する可能性があります。
4. 日程に明示した以外の食事代、交通費
5. 海外旅行保険料
6. 超過手荷物料金(規定を超過した分)
7. ESTA(電子渡航認証)代行申請:11,000円  
※ご自身でご登録の場合は、お振込みの必要はございません。
8. 航空機座席アップグレード  
※ご希望の座席クラスによって追加料金がかかります。

<申込締切日> 2024年12月27日(金)

<申込方法及び問合せ先> 別添の募集型企画旅行約款を必ずご確認の上、下記のQRコードまたは、申込用紙にてお申し込み下さい。  
受領しましたら、記載されているご連絡先にご連絡致します。  
(パスポートをこれから取得される方は1月末までに取得し、コピーを弊社までお送りください。)  
**※旅行申し込みを行うには、ワールド尺八フェスティバルの参加登録が必要となります。**

QRコードの場合



申込用紙の場合※郵送またはFAXにて下記へお送りください。

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-4-1 神田岩本町プラザビル8階  
株式会社ATI 『ワールド尺八フェスティバル2025』係  
TEL(03)5829-6396 FAX(03)5829-6397

<お支払いと契約の成立> 申込と同時に申込金として30,000円を下記口座にお振込みください。当社の承諾と上記の  
申込金の受理をもって契約が成立致します。申込金は旅行代金の一部となります。

お振込先:三井住友銀行ひなぎく支店 口座種類・番号:(当座)2854143

口座名義:カ)エイティーアイ 振込人氏名:ご参加ご本人のお名前

※振込人氏名は、ご参加者様のお名前をお願い致します。

※振込手数料はお客様のご負担をお願い致します。

※銀行振込み控えを領収書とさせていただきます。期日までに振込みが確認できない場合のみ、弊社より  
ご連絡を致します。領収書が必要な方は、担当者までご連絡ください。

<取消料> 参加申込後の取消しにつきましては、下記の取消料がかかりますのでご注意ください。

- ・旅行開始日の前日から起算し、さかのぼって30日目に当たる日以降の取消し.....旅行代金の20%
- ・旅行開始日の前々日以降の取消し.....旅行代金の50%
- ・旅行開始日の取消しまたは無連絡の不参加.....旅行代金全額

<免責>

当社は、参加者が次に例示するような事由により被られた損害または旅行日程の変更もしくは旅行の中止については責任を負いません。但し、当  
社または当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときはこの限りではありません。

(天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関の事故もしくは火災、日本または外国の出入国規制、伝染病による隔離、  
食中毒、盗難、運輸機関の遅延・不通・スケジュール変更)

<フェスティバル企画/主催> A&M大学/ワールド尺八フェスティバル テキサス2025実行委員会

<その他>

この旅行は株式会社ATIの募集型企画旅行によるものです。旅行条件は上記によるほか、別途お渡しする旅行条件書、株式会社ATI募集型企画  
旅行約款並びに最終日程表によります。お客様の状況によっては、当初の手配内容にふくまれていない特別な配慮・措置が必要となる可能性  
のある方(例:心身に障害のある方、生死に関わる持病や障害をお持ちの方等)はご相談させていただきますので、お申し出ください。



旅行企画・実施

株式会社ATI

観光庁長官登録旅行業第141号、一般社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員、国際航空運送協会(IATA)公認

〒101-0042 東京都千代田区岩本町2-4-1 神田岩本町プラザビル8階 TEL(03)5829-6396 FAX(03)5829-6397

ホームページ: <http://www.ati-jp.com> 総合旅行業務取扱管理者: 桶川友里恵 担当外務員: 桶川、当山、後藤、篠



## ご旅行条件（招待同伴者・一般参加者同伴者）

- <旅行期間> 2025年4月16日(水)～2025年4月22日(火)  
<募集人員> 一般参加者、同伴者合わせて58名（最少催行人員30名）  
<旅行代金> 252,000円

### <旅行代金に含まれるもの>

1. 航空会社航空運賃:全日空往復直行便  
(エコノミークラス)
2. 宿泊費:4泊分  
(同伴者はツインルーム基本)
3. 日程に明示した食費
4. 手荷物運搬料金  
(重量:23kgまで、縦・横・高さの合計:158cm以内)
5. 添乗員同行費用(2名)

### <旅行代金に含まれないもの>

1. ワールド尺八フェスティバル登録料  
(例:一般登録者 \$175※為替により変動致します。)  
※詳細はフェスティバルホームページをご参照ください。  
<https://wsf2025.com/registration>
2. 燃油特別付加運賃:70,000円  
※2024年11月現在。海外為替や原油価格の変動により料金が変化する可能性があります。
3. 国内及び現地空港諸税、航空保険料:約16,420円  
※2024年11月現在。海外空港諸税等は為替の変動により料金が変化する可能性があります。
4. 日程に明示した以外の食事代、交通費
5. 海外旅行保険料
6. 超過手荷物料金(規定を超過した分)
7. ESTA(電子渡航認証)代行登録料:11,000円  
※ご自身でご登録の場合は、お振込みの必要はございません。
8. 航空機座席アップグレード  
※ご希望の座席クラスによって追加料金がかかります。
9. シングルルーム希望の追加料金:130,000円

### <申込締切日> 2024年12月27日(金)

<申込方法及び問合せ先> 別添の募集型企画旅行約款を必ずご確認の上、下記のQRコードまたは、申込用紙にてお申し込み下さい。受領しましたら、記載されているご連絡先にご連絡致します。  
(パスポートをこれから取得される方は1月末までに取得し、コピーを弊社までお送りください。)  
**※旅行申し込みを行うには、ワールド尺八フェスティバルの参加登録が必要となります。**

#### QRコードの場合



申込用紙の場合※郵送またはFAXにて下記へお送りください。

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-4-1 神田岩本町プラザビル8階  
株式会社ATI 『ワールド尺八フェスティバル2025』係  
TEL(03)5829-6396 FAX(03)5829-6397

<お支払いと契約の成立> 申込と同時に申込金として30,000円を下記口座にお振込みください。当社の承諾と上記の申込金の受理をもって契約が成立致します。申込金は旅行代金の一部となります。

お振込先:三井住友銀行ひなぎ支店 口座種類・番号:(当座)2854143

口座名義:カ)エイティーアイ 振込人氏名:ご参加ご本人のお名前

※振込人氏名は、ご参加者様のお名前をお願い致します。

※振込手数料はお客様のご負担にてお願い致します。

※銀行振込み控えを領収書とさせていただきます。期日までにお振込みが確認できない場合にのみ、弊社よりご連絡を致します。領収書が必要な方は、担当者までご連絡ください。

<取消料> 参加申込後の取消しにつきましては、下記の取消料がかかりますのでご注意ください。

- ・旅行開始日の前日から起算し、さかのぼって30日目に当たる日以降の取消し.....旅行代金の20%
- ・旅行開始日の前々日以降の取消し.....旅行代金の50%
- ・旅行開始日の取消しまたは無連絡の不参加.....旅行代金全額

### <免責>

当社は、参加者が次に例示するような事由により被られた損害または旅行日程の変更もしくは旅行の中止については責任を負いません。但し、当社または当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときはこの限りではありません。

(天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関の事故もしくは火災、日本または外国の出入国規制、伝染病による隔離、食中毒、盗難、運輸機関の遅延・不通・スケジュール変更)

<フェスティバル企画/主催> A&M大学/ワールド尺八フェスティバル テキサス2025 実行委員会

### <その他>

この旅行は株式会社ATIの募集型企画旅行によるものです。旅行条件は上記によるほか、別途お渡しする旅行条件書、株式会社ATI募集型企画旅行約款並びに最終日程表によります。お客様の状況によっては、当初の手配内容にふくまれていない特別な配慮・措置が必要となる可能性のある方(例:心身に障害のある方、生死に関わる持病や障害をお持ちの方等)はご相談させていただきますので、お申し出ください。



旅行企画・実施

株式会社ATI

観光庁長官登録旅行業第141号、一般社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員、国際航空運送協会(IATA)公認  
〒101-0042 東京都千代田区岩本町2-4-1 神田岩本町プラザビル8階 TEL(03)5829-6396 FAX(03)5829-6397  
ホームページ: <http://www.ati-jp.com> 総合旅行業務取扱管理者: 桶川友里恵 担当外務員: 桶川、当山、後藤、篠



# 旅行業約款【募集型企画旅行契約の部】

一般社団法人 日本旅行業協会保証会員  
社 名 株式会社 ATI

## 第一章 総則

### (適用範囲)

第一条 当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

### (用語の定義)

第二条 この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることが出来る運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この部で「通信契約」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受けて締結する募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金等を第十二条第二項、第十六条第一項後段、第十九条第二項に定める方法により支払うことを内容とする募集型企画旅行契約をいいます。

4 この部で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機（以下「電子計算機等」といいます。）と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行なうものをいいます。

5 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

### (旅行契約の内容)

第三条 当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社が定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

### (手配代行者)

第四条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行なう者その他の補助者に代行させることがあります。

## 第二章 契約の締結

### (契約の申込み)

第五条 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下次条において「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。

3 第一項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

4 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込み時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

5 前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

### (電話等による予約)

第六条 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行

契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、前者は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前条第一項又第二項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出又は会員番号等を通知しなければなりません。

6 前項の定めるところにより申込書と申込金の提出があったとき又は会員番号の通知があったときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順によることとなります。

7 旅行者が第一項の期間内に申込金を提出しない場合又は会員番号等を通知しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

### (契約締結の拒否)

第七条 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

2 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。

3 応募旅行者数が募集予定数に達したとき。

4 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそがあるとき。

5 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカード無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード員規約に従って決済できないとき。

6 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

7 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

8 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

9 その他当社の業務上の都合があるとき。

### (契約の成立時期)

第八条 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第五条第一項の申込を受理した時に成立するものとします。

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発す場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

### (契約書面の交付)

第九条 当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

2 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

### (確定書面)

第十条 前条第一項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあつては、旅行開始日）までの当該契約面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

2 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者からの問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

3 第一項の確定書面を交付した場合には、前条第二項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところと特定されます。

### (情報通信の技術を利用する方法)

第十一条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下の条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限り）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

### (旅行代金)

第十二条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し

契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

② 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

## 第三章 契約の変更

（契約内容の変更）

第十三条 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

（旅行代金の額の変更）

第十四条 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金（以下この条において「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減額することができます。

② 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって十五日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。

③ 当社は、第一項の定める適用運賃・料金の減額がなされるときは、同項の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

④ 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

⑤ 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

（旅行者の交替）

第十五条 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

② 旅行者は、前項に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定のコストとともに、当社に提出しなければなりません。

③ 第一項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該募集型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

## 第四章 契約の解除

（旅行者の解除権）

第十六条 旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を当社に払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取消料の支払いを受けます。

② 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

（1）当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第二左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。

（2）第十四条第一項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

（3）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

（4）当社が旅行者に対し、第十条第一項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。

（5）当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

③ 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第一項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。

④ 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

（当社の解除権等―旅行開始前の解除）

第十七条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。

（1）旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。

（2）旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

（3）旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

（4）旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

（5）スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。

（6）スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。

（7）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

（8）通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

（9）旅行者が第七条第五号から第七号までのいずれかに該当することが判明したとき。

② 旅行者が第十二条第一項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者は、当社に対し、前条第一項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

③ 当社は、第一項第五号に掲げる事由により募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては 13 日目（日帰り旅行については、3 日目）に当たる日より前に、海外旅行にあっては 23 日目（別表第一に規定するピーク時に旅行を開始するものについては 33 日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知します。

（当社の解除権等―旅行開始後の解除）

第十八条 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがあります。

（1）旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

（2）旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

（3）旅行者が第七条第五号から第七号までのいずれかに該当することが判明したとき。

（4）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

② 当社が前項の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

③ 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

（旅行代金の払戻し）

第十九条 当社は、第十四条第三項から第五項までの規定により旅行代金が減額された場合又は前三条の規定により募集型企画旅行契約が解除された場合において、旅行

者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻します。

② 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第十四条第三項から第五項までの規定により旅行代金が減額された場合は又は前三条の規定により通信契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、旅行者に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に旅行者に対し払い戻すべき額を通知するものとし、旅行者に当該通知を行った日をカード利用日とします。

③ 前二項の規定は第二十七条又は第三十条第一項に規定するところにより旅行者又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

（契約解除後の帰路手配）

第二十条 当社は、第十八条第一項第一号又は第四号の規定によって旅行開始後に募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

② 前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

## 第五章 団体・グループ契約

（団体・グループ契約）

第二十一条 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

（契約責任者）

第二十二条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行ないます。

② 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

③ 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、なんらの責任を負うものではありません。

④ 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 第六章 旅程管理

（旅程管理）

第二十三条 当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

② 旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

③ 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行なうこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。（当社の指示）

第二十四条 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときには、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

（添乗員等の業務）

第二十五条 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて第二十三条各号に掲げる業務その他当該募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。

② 前項の添乗員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は、原則として 8 時から 20 時までとします。

（保護措置）

第二十六条 当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷病等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが

当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 第七章 責任

（責任）

第二十七条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第四の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただ損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限りま

② 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中断、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

③ 当社は、手荷物について生じた第一項の損害については、同項の規定にもかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては 14 日以内に、海外旅行にあっては 21 日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者 1 名につき 15 円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。（特別補償）

第二十八条 当社は、前条第一項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問われ別紙特別補償規程で定めるところにより、旅行者が募集型企画旅行参加中にその生身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金を見舞金を支払います。

② 前項の損害について当社が前条第一項の規定に基づく責任を負うときは、その任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の償金は、当該損害賠償金とみなします。

③ 前項に規定する場合において、第一項の規定に基づく当社の補償金支払義務当社が前条第一項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金（前項の規定により損害償金とみなされる補償金を含みます。）に相当する額だけ縮減するものとします。

④ 当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受し当社が実施する募集型企画旅行については、主たる募集型企画旅行の内容の一部として取り扱います。

（旅程保証）

第二十九条 当社は、別表第二左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に於て変更（運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行なっているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じ額以上の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第二十七条第一項の規定に基づく責任が発生すること明らかである場合には、この限りではありません。

（1）次に掲げる事由による変更

- イ 天災地変
- ロ 戦乱
- ハ 暴動
- ニ 官公署の命令
- ホ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- ヘ 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- ト 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

（2）第十六条から第十八条までの規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更

② 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者 1 名に対して一募集型企画旅行につき旅行代金に 15%以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、行者 1 名に対して一募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が千円未満のときは、当社は、変更補償金を支払いません。

③ 当社が第一項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第二十七条第一項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合に旅行者は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還する変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

（旅行者の責任）

第三十条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者損害を賠償しなければなりません。

② 旅行者は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された旨を活用し、旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解する

う努めなければなりません。

3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

#### 第八章 弁済業務保証金

第三十一条 当社は、一般社団法人日本旅行業協会（東京都千代田区霞が関3丁目3番3号）の保証社員になっております。

2 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の社団法人旅行業協会が供託している弁済業務保証金から7,000万円に達するまで弁済を受けることができます。

3 当社は、旅行業法第二十二條の十第一項の規定に基づき、一般社団法人日本旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第七條第一項に基づく営業保証金は供託しておりません。

（苦情の申出）

旅行者は、当社との旅行業務に関する苦情について、当事者間で解決が出来なかった場合は、下記の協会にその解決について助力を求めるための申出をすることが出来ます。

#### 記

名 称 一般社団法人 日本旅行業協会  
所在地 東京都千代田区霞が関三丁目3番3号  
電 話 03-3592-1271（代表）

（注）第31条第2項の弁済業務保証金の限度額は、平成28年11月1日現在です。

令和3年3月1日改正

Copyright© ATI INC. All rights reserved.

別表第1 取消料（第十六条第一項関係）

国内旅行に係る取消料

区分	取消料	備考	
<b>(一)次項及び第三項以外の募集型企画旅行契約</b>			
イ)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあつては10日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内	<p>(一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。</p> <p>(二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。</p> <p>(三) 第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。</p>	
ロ)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の80%以内		
ハ)旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内		
ニ)旅行開始日当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内		
ホ)旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内		
<b>(二)航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であつて、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の条件（以下「航空券取消条件」といいます。）及び金額を明示したもの（次項に掲げる旅行契約を除く。）</b>			
イ)旅行契約締結後に解除する場合（ロからへに掲げる場合を除く。）	旅行契約を解除した時点において航空券取消条件を適用した場合の航空券取消料等の額（以下「旅行契約解除時の航空券取消料等」といいます。）以内		
ロ)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあつては10日目）に当たる日以降に解除する場合（ハからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内		
ハ)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（ニからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の80%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内		
ニ)旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内		
ホ)旅行開始当日に解除する場合（へに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内		
へ)旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内		
<b>(三)貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約</b>			
	当該船舶に係る取消料の規定によります。		

(2) 海外旅行に係る取消料

区分	取消料	備考	
<b>(一)本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする募集型企画旅行契約（次項及び第四項に掲げる旅行契約を除く。）</b>			
イ)旅行開始日がピーク時の旅行である場合であつて、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に解除するとき（ロからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の10%以内	<p>(一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。</p> <p>(二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。</p>	
ロ)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって80日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内		
ハ)旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内		
ニ)旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内		
<b>(二)本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であつて、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示したもの（次項に掲げる旅行契約を除く。）</b>			
イ)旅行契約締結後に解除する場合（ロからホに掲げる場合を除く。）	旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内		

ロ)旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に解除するとき(ハからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の10%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内	(三)第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。	
ハ)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合(ニ及びホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内		
ニ)旅行開始日の前々日以降に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内		
ホ)旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 (三)貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約	旅行代金の100%以内		
イ)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合(ロからニまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内		
ロ)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合(ハ及びニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内		
ハ)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合(ニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の80%以内		
ニ)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合 (四)本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	旅行代金の100%以内 当該船舶に係る取消料の規定によります。		
(注)「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。			

別表第2 変更補償金(第29条第1項関係)

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1)契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2)契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3)契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4)契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5)契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6)契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7)契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8)契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9)前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0
<p>(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。</p> <p>(注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。</p> <p>(注3) 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。</p> <p>(注4) 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。</p> <p>(注5) 第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。</p> <p>(注6) 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1件として取り扱います。</p> <p>(注7) 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。</p>		

平成29年2月14日改正